



第25回 世界禁煙デー・宮城フォーラム



- 日 時：2019年5月26日(日)12:30～16:30
- 場 所：藤崎事務館（仙台ビルディング青葉通4階）
藤崎本館の青葉通側東隣、1階が山形銀行仙台支店
- 主 催：特定非営利活動法人 禁煙みやぎ
- 協 賛：東北医薬品協議会
- 後 援：宮城県 仙台市 (公財)せんだい男女共同参画財団 宮城県医師会
仙台市医師会 宮城県歯科医師会 仙台歯科医師会 宮城県薬剤師会
仙台市薬剤師会 宮城県看護協会 宮城県栄養士会 宮城県女医会
日本禁煙学会 国際ゾンタ26地区仙台ゾンタクラブ 河北新報社
NHK仙台放送局 TBC東北放送 仙台放送 ニューキャッティレバ KHB東日本放送
朝日新聞仙台総局 読売新聞東北総局 産経新聞社東北総局 エフエム仙台
- 認 定：日本禁煙学会認定5単位 禁煙サポート— 宮城県薬剤師会認定禁煙支援・指導薬剤師更新研修

入場
無料

プログラム

テーマ 禁煙宣言はオール宮城で！

総合司会 安藤 由紀子 氏 金上病院 宮城県医師会常任理事
禁煙みやぎ副理事長

12：30 ◎開 場

13：30 ◎開 演

開会挨拶 NPO法人禁煙みやぎ理事長 山本蒔子

13：35 ◎藤崎百貨店の禁煙推進取り組み：禁煙福袋について
禁煙成功者の表彰

13：45 ◎基調講演

座 長 安 達 哲 也 氏 東北医科大学若林病院呼吸器内科
禁煙みやぎ理事

「知っておきたい！肺がパンパンに膨らんで苦しくなるのはどんな病気？」

講 師 玉 田 勉 氏 東北大学病院呼吸器内科 講師

14：30 ◎シンポジウム 「禁煙宣言はオール宮城で！」

座 長 山 本 蒔 子 氏 禁煙みやぎ理事長
日本禁煙学会副理事長

講 師 佐 藤 和 宏 氏 宮城県医師会会长

細 谷 仁 憲 氏 宮城県歯科医師会会长

富 永 敦 子 氏 宮城県薬剤師会副会長 禁煙みやぎ会員

佃 祥 子 氏 宮城県看護協会会长

黒 澤 一 氏 東北大学環境・安全推進センター
東北大学大学院医学系研究科
産業医学分野 教授・統括産業医
禁煙みやぎ会員

佐々木 るみ子 氏 宮城県保健福祉部健康推進課課長

16：00 ◎総合討論

16：30 ◎閉会挨拶 大 高 要 子 氏 禁煙みやぎ副理事長

○体験コーナー：肺年齢、肌年齢および血管年齢の測定
呼気中CO濃度測定

○ポスター展示：青葉通地下道ギャラリー
5月16日（木）～ 5月31日（金）

藤崎百貨店青葉通り玄関口
5月13日（月）～ 5月25日（土）

宮城県庁
5月31日（金）～ 6月6日（木）

ごあいさつ

山本 蒼子 氏 NPO 法人禁煙みやぎ理事長

皆様、本日は「第 25 回世界禁煙デー・宮城フォーラム」にお出で頂きまして、誠にありがとうございます。多くの方々のご支援を頂き、本日は記念すべき第 25 回を迎えることが出来ましたことに対し、御礼申し上げます。

私共は、WHO の定めた「世界禁煙デー」の関連イベントとして「世界禁煙デー・宮城フォーラム」を 1995 年より毎年開催し、禁煙の啓発に取り組んでまいりました。現在の NPO 法人禁煙みやぎは 2008 年の発足ですが、その前身団体である日本禁煙推進医師歯科医師連盟（禁煙医師連盟）・宮城支部の時代から数えて、25 回となる本日のフォーラムのテーマは「禁煙宣言はオール宮城で！」としました。

2001 年開催の第 7 回では、「みんなですすめる防煙・禁煙・分煙 ‘01」がテーマでした。このフォーラムがきっかけになり、宮城県内の医療保健団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会）、宮城県と仙台市及び禁煙医師連盟・宮城支部がネットワークを作り禁煙を拡大しようと、2002 年 2 月に「タバコ対策ネットワーク・みやぎ・せんだい」を設立しました。以来年に 1 回の連絡会議を開催し、タバコ対策に関する情報を交換し、協力してタバコ対策を進めてまいりました。

記念すべき第 25 回では、ネットワーク参加団体の宮城県医師会、宮城県歯科医師会、宮城県薬剤師会、宮城県看護協会及び宮城県健康推進課の皆様にご参加頂き、さらに、優れたタバコ対策を実施している東北大学に加わって頂き、シンポジウムを開催致します。

昨年、日本においてもようやく改正健康増進法が制定されて、本年 7 月から施行されます。屋内禁煙や敷地内禁煙が始まります。しかし、喫煙場所を認めたり、飲食店はスペースによって差をつけたり、まだまだ不完全な対策と言えますが、受動喫煙防止の法律が出来たことは評価すべきと思います。

屋内禁煙や敷地内禁煙を進めるにあたって、働く年代ではまだ多い喫煙者に、この法律の施行を機会に、禁煙を奨めることが大切と考えます。それには、医療保健者、大学や行政が足並みをそろえて、禁煙に取り組むことが効果を上げると思います。今回のフォーラムを、宮城県の各団体が揃い、オール宮城で禁煙推進を呼び掛けるきっかけにしたいと思います。

百貨店としての禁煙促進の取り組み

毛利 友昭 氏 株式会社藤崎 代表取締役副社長

藤崎では、以前は嗜好品として世界の銘柄のタバコを販売しており、1997年には年間約1億2千万円の売上がありました。タバコの害や健康志向の高まりから売上が徐々に減少し、健康増進法が制定された2002年に、タバコの取り扱いを終了いたしました。本館・大町館・一番町館・ファーストタワー館の一部施設を除く4館全てで館内の禁煙を実施しており、従業員の事務所についても2004年から全面禁煙とされています。

2017年より、新たな禁煙促進活動の取り組みとして、NPO法人禁煙みやぎの皆様にご協力をいただき、お客様の禁煙を応援する「禁煙福袋」を年始の初売りにて販売しています。

今年の禁煙福袋の販売価格は5,000円で、昨年より禁煙治療専門家によるサポートを手厚くし、禁煙達成の際には5,000円相当以上のグルメギフトや飲食チケットを進呈する内容といたしました。3名の方にお申込みいただき、禁煙に取り組んでいただいているいます。

2月11日（月）に禁煙キックオフイベントを開催し、禁煙みやぎの皆様にタバコの害と正しい禁煙方法の講演をいただき、個別面談を行いました。正しい禁煙のポイントは、次の6つです。①期日を決めて一気に禁煙を開始する。②一定の禁断症状は覚悟する。（禁煙3日～5日がヤマ）③喫煙と結びつく生活パターンを変える。（食後はすぐ立って歯みがき、コーヒーと飲酒を控える、等）④吸いやすい環境を作らない。（タバコ、ライターと灰皿は捨てる、喫煙者や喫煙場所に近づかない、等）⑤吸いたくなったらすぐに代わりの行動をとる。（深呼吸、体操、歯みがき、お茶、ガム、飴、等）⑥気持ちを強く持つ方法を実行する。（ノートに記録、家族の応援、等）

1か月後の3月10日（日）には、中間フォローアップミーティングを行い、禁煙1か月の注意点、個別の問題点に対してアドバイスをいただきました。定期的に応援メッセージをメールにて配信し、5月、参加者3名の皆様全員が3か月の禁煙を達成されています。

今後も、禁煙福袋の取り組みや禁煙啓蒙のポスター展示などを通して、地域の百貨店として、社会の禁煙促進に取り組んで参ります。

基調講演

知っておきたい！肺がパンパンに膨らんで苦しくなるのはどんな病気？

玉田 勉 氏 東北大学病院 呼吸器内科 講師

今年の禁煙週間（2019年5月31日～6月6日）のテーマは「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」となっております。本日の講演では、長期間の喫煙習慣と深い関連があり、近年特に高齢者で増加している慢性閉塞性肺疾患（COPD）についてご紹介させていただきます。後半では受動喫煙の問題にも少し触れたいと思います。

COPDとは、以前は「肺気腫」や「慢性気管支炎」と呼ばれていた病気です。タバコ煙を主とする有害物質を長期に吸入曝露することで生じる肺の疾患ですが、肺だけではなく全身の多くの臓器にも影響します。労作時の呼吸困難や慢性の咳・痰が特徴ですが、非常にゆっくり進行するため本人も周囲の人も年のせいだと誤解して病気であることに気付かないことが多いようです。進行すると肺に余分な空気が溜まり肺の過膨張と呼ばれる状態になります。歩行、入浴、食事など、ほんの少し体を動かすだけでも息苦しくなるため、ほとんど外出することなく家で寝てばかりという生活に陥りかねません。「動かないこと」は全身性の慢性炎症を引き起こし、さらに多くの病気にかかりやすくなります。COPDを健診の胸部X線写真だけで早期診断することは困難であり、スパイロメトリーという呼吸機能検査が必要になります。日本呼吸器学会ではスパイロメトリーで算出される「肺年齢」という概念によってCOPDが広く国民に認知され、早期にCOPDが診断されることを期待しております。COPDは正しく診断されて正しい治療を受けることで呼吸機能や症状がかなり改善しますので、疑わしい場合には最寄りの医療機関を受診されることをお勧めします。

長期間の喫煙習慣は、COPDだけでなく癌や心筋梗塞など生命を左右する重大な疾患に関与しています。喫煙する本人（＝能動喫煙）だけでなく、周囲でその煙を吸わされる人（＝受動喫煙）および、喫煙者の衣服や喫煙した部屋の壁にしみこんだタバコ煙の残留成分にも有害物質が含まれておりそれを吸う人（＝3次受動喫煙）にとっても、いろいろな病気の原因になることが知られるようになり、社会全体の問題として注目されてきてます。望まない受動喫煙の対策がなぜ遅れているのかその問題点についても考えてみたいと思います。

シンポジウム 禁煙宣言はオール宮城で！

宮城県医師会における禁煙推進活動

～宮城県医師会禁煙宣言～

佐藤 和宏 氏 公益社団法人 宮城県医師会会长

宮城県医師会は県民の健康を守るため、県民の皆様をはじめ行政や関連諸団体と連携協力し保健・医療・福祉の向上に努めております。

喫煙者の死亡数は多く、国内において喫煙関連疾患で亡くなる方は年間に 12 万～13 万人、世界では年間 500 万人と推定されており、受動喫煙においても年間 60 万人が死亡しています。

受動喫煙で起こる病気を防止するためには屋内完全禁煙を進めていくことが必要です。そのために例外規定や特例を設けることのない受動喫煙防止対策を強化・実践するための署名活動を日本医師会が日本全国に呼びかけ、宮城県医師会も署名を集めました。その結果 2017 年 8 月には 264 万人を超える署名が集まりました。例外や特例を設けることのない受動喫煙防止対策の実践に向けて様々な活動を続けております。

禁煙したい方をサポートすることも重要です。かかりつけ医として禁煙外来での禁煙治療はもちろんですが、タバコの害の啓発活動にも努めています。かかりつけ医研修会の大きな 9 つの研修項目のひとつに「禁煙指導」～かかりつけ医に不可欠な禁煙に関する知識～の項目が入っております。これからもかかりつけ医として禁煙サポートを実践していきます。

また健康を推進し生活習慣病を予防して、健康寿命を延伸するため第 2 次みやぎ 21 健康プランが策定されましたが、宮城県においては以下の課題が示されました。
①食塩摂取量が多い②歩数が少ない③喫煙率が高いの 3 つです。また最近は加熱式タバコや電子タバコに対しての誤った情報があります。そこで、宮城県医師会は 2018 年 7 月 1 日に加熱式タバコも含めた「禁煙宣言」をいたしました。禁煙推進ポスターはタバコの害の啓発とタバコの煙のないきれいな環境づくりを目指すものとの 2 種類作成しました。そして本年は禁煙宣言 PR うちわを作成しました。皆様に会場にて御覧いただきたいと思います。

未成年者にも受動喫煙防止対策の重要性を伝えるため、日本医師会では夏休み期間中の 2018 年 8 月 8 日から 8 月 19 日に、未成年者が多く集まる東京・渋谷スクランブル交差点の大型スクリーン 4 面等を使用して動画を放映しました。会場にて皆様にも御覧いただきたいと思っています。日本医師会作成の禁煙パンフレット「禁煙は愛～あなたのため、そばにいる人のため～」も活用しています。

これからも禁煙みやぎをはじめとする「タバコ対策ネットワークみやぎ・せんだい」の皆様と協力して県民の健康を守るために禁煙推進活動を続けていきたいと思います。

禁 煙 宣 言

タバコの煙は、その有毒成分やニコチンの依存症などを通して、さまざまな病気や障害を引き起こし、多くの人々を不幸に導いています。寿命を短くし、身体を不自由にさせ生活の質を低下させているのです。そしてその治療や介護等による多大な経済的損失のみならず、社会的にも大切な人を失う等の大きな影響を与えています。

宮城県医師会は、日常の診療や地域の活動の場で、これらのタバコの煙とニコチン依存症の害を広く啓発します。また、すべての人、特に未来を担う子供たちが受動喫煙で健康被害をうけないよう、そして、すべての喫煙者が禁煙に取り組めるように働きかけます。私たち医療関係者は健康を守る職業人として禁煙を率先して実践します。

医学的にも社会的にも一層の取り組みを推進するべく、ここに、宮城県医師会は加熱式電子タバコを含むすべてのタバコについて禁煙宣言をいたします。

平成 30 年 7 月 1 日

公益社団法人 宮城県医師会

宮城県歯科医師会のタバコ対策への取り組み状況

細谷 仁憲 氏 一般社団法人 宮城県歯科医師会 会長

本シンポジウムを機会に宮城県歯科医師会のこれまでのタバコ対策への取り組みを振り返り、把握できる範囲で取り纏め、本シンポジウムでは以下に示す事項を要旨として報告させていただきたいと考えています。

- 1 宮城県の禁煙推進に中核となって貢献されてきた日本禁煙推進医師歯科医師連盟・宮城支部（禁煙医師連盟・宮城支部）、N P O 法人禁煙みやぎ、世界禁煙デー・宮城フォーラム、タバコ対策ネットワーク・みやぎ・せんだい連絡会議、みやぎ禁煙指導研究会等への対応状況
- 2 パンフレット・リーフレット等を通じての本会会員、歯科受診患者、住民等への対応状況
- 3 調査・研究状況
- 4 本会立宮城高等歯科衛生士学院の取り組み状況
- 5 宮城県歯科医師会館の取り組み状況
- 6 今後の取り組み

宮城県薬剤師会の禁煙宣言

富永 敦子 氏 (一社) 宮城県薬剤師会 副会長

宮城県薬剤師会の禁煙活動は、2001年にスタートしました。わが国において「健康日本21」の取り組みが始まったのをうけて、薬剤師は薬の専門家ではあるが、国民が健康になるために取り組みができるのではという思いが高まり、宮城県薬剤師会ではプロジェクトを立ち上げて活動を始めました。

ちょうどニコチンガムが薬局で販売できることとなり薬剤師は研修を受けることとなりましたので、ニコチン置換療法を薬剤師が推進していくこうと、独自の「禁煙認定薬剤師」制度を立ち上げました。当時副会長だった三塚先生と常任理事だった戸田先生の尽力のおかげで、現在まで18年も継続して研修会を実施し、延べ900名余の薬剤師を認定して今日に至っております。山本蒔子先生を初め多くの医師・歯科医師の先生方にも大変お世話になりいろいろと教えていただきました。

このような活動を行っている宮城県薬剤師会館はかなり前から禁煙になっていたものの、禁煙に熱心な薬剤師がいる一方、喫煙している薬剤師もあり、様々な会議や研修会の休憩の合間に、入り口付近で輪になって喫煙している状況が何年も続いておりました。

東京オリンピックが決まり、受動喫煙防止が大きく取り上げられるようになった2年前に、薬剤師会のたばこ対策委員会で「敷地内禁煙」を今こそするべきではないかという声があがり、一気に「敷地内禁煙」が決定されました。こうして「宮城県薬剤師会としての禁煙宣言」となりました。現在の「熊谷委員長」がはっきりと声をあげていることもあって、今や喫煙している薬剤師は見かけなくなっています。

仙台市薬剤師会も2年前から「クリーンな空気を」をよびかけて禁煙活動を始めました。宮城県の禁煙推進施設の登録も仙台市薬が積極的に取り組んでくれました。世界禁煙デーに併せて行う、「禁煙ウォーク」も毎年行うようになり、薬学生も交じってアーケード街で呼びかけております。やり終えた時の爽快さは格別です。

調剤をする薬局では、薬をお渡しするときに喫煙しているかどうかをヒアリングしています。その時に喫煙者にもう一声かけられればと思い、パンフレットも作成しました。現実には薬局で禁煙したいという相談は、なかなかありませんが、今後も薬剤師は意識をもって啓発していきたいと思いますし、禁煙希望者の処方箋を受けた場合は適切なアドバイスを行っていきます。たばこ対策は一番の健康へのサポートです。医療に関わるものとしてしっかり行っています。

宮城県看護協会におけるたばこ対策の経緯

佃 祥子 氏 宮城県看護協会 会長

宮城県看護協会では日本看護協会及び宮城県の策定した「みやぎ 21 健康プラン」の重点項目のひとつである「たばこ対策」を 2003 年から行ってきました。

また、看護職の健康意識並びに健康行動についての一環として喫煙の実態調査をしながら、タバコの煙の有毒成分やニコチンの依存症などを通して、さまざまな病気を引き起こすこと、妊娠、出産に関する影響が大きいこと等について広く看護協会広報誌等で啓発してきました。看護協会会館敷地内は、いち早く全面禁煙とし、受動喫煙防止宣言施設として登録しています。

しかし看護職の喫煙率が低くならない現状です。

看護職の喫煙の実態調査から、喫煙開始年齢は 20 歳の学生時代からが最も多い、また 2 交代夜勤をしている看護職の喫煙率が有意に高い。さらに、家族内に喫煙者がいるほうが優位に喫煙することが明らかになっています。

このことから今後さらに取り組みを進める項目として、たばこの健康影響、医療職業人としての自覚を促す、禁煙対策の各施設への働きかけ、看護学生へのたばこ教育、看護職の夜勤時間の見直し等も進めていかなければ完全に禁煙宣言はできない状況です。

メモ



東北大学の全面禁煙宣言とその後

黒澤 一 氏

東北大学環境安全推進センター
東北大学大学院医学系研究科産業医学分野
教授・統括産業医

東北大学は、平成 22 年 10 月、全キャンパスの全面禁煙について宣言を発し、1 年間の準備期間で喫煙所を全部廃止したり全学生と全教職員にその趣旨の周知に努めたりして、平成 23 年 10 月からの実施にこぎついている。現在でも、禁煙宣言は受動喫煙の防止を目的にしたものが多いが、東北大学の禁煙宣言は、産業医学的発想が含まれていて、喫煙する人の健康を守ることも盛り込んだ画期的なものであった。大学はタバコの害を知る学問の府であり、それを知りながらタバコの健康被害で社会や個人が不幸になっていくのを放置するわけにはいかなかったのだ。大学は多くの集まる場所であり、模範となるべきシンボルである。歴史ある片平キャンパスは市の中心に位置しながら、緑も多く春には桜が満開となる。市民の憩いの場ともなっており、折々、子供らも遊びに来てくれている。東北大学が全面禁煙として宣言を発してそれを実施することは、単に一教育機関が自施設の環境をよくすること以上の波及効果があることを意図したし、実際に果たした役割は大きかったのではないか。他の大学への波及効果もあり、大学の禁煙を論議する場では、必ずといっていいほど東北大学の実施例が紹介されている。国内大規模の他大学では「喫煙所以外では禁煙」というところが多いが、現実にはキャンパス内に多数の喫煙所があって、規制もゆるい。喫煙所を全部なくすのは「困難」と言い訳しているようだが、どれほどタバコのことを理解し、どれほどやる気があって「困難」だったのか。喫煙所がないと困るとか喫煙者への配慮とか、時代錯誤は許されない。禁煙を推進するときに必ず反発の声がある。東北大学でも経験したし、どこでもあるだろう。残念だが、社会的な認識の成熟には、まだ時間が必要だ。一旦は引き下がっても、よく聞いて、考えて、対応していってほしい。正しいサイドに必ず利があり、自然に賛同者は増える。東北大学が特別なのではない。懸命の周知活動によって、禁煙や喫煙所がないことが常識で当たり前のこととして受け入れられているだけだ。宮城県医師会で禁煙宣言をだした。東北大学と同様に喫煙者の健康にも配慮した内容である。宮城県全体の地方自治体、公共施設、教育施設、飲食店や娯楽施設などへの全面禁煙の広がりをオール宮城ですすめていける環境が大切ではないか。

宮城県におけるたばこ対策について

佐々木るみ子 氏 宮城県保健福祉部健康推進課 課長

本県の喫煙率は、平成28年国民生活基礎調査によると、21.1%で全国ワースト9位と高い状況にあります。また、喫煙は各種がんや循環器疾患、COPD、歯周病等の様々な病気の原因の一つですが、中でも、喫煙が高リスクであるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が、本県では9年連続全国ワースト3位以内を推移しています。

そのため、本県では、平成25年3月に策定した第2次みやぎ21健康プランにおいて、平成34年までに喫煙率を12%までに減少することを目標値として掲げております。

最近の調査で、県の中での喫煙率には地域差があることが分かってきました。その中でも喫煙率が高い石巻圏域では、石巻保健所を中心として、いしのまき・スマート・プロジェクトを立ち上げ、医療機関・市町・民間事業者等と連携し、地域の特性に合わせた取組を実施しています。一例として、新聞での連載記事の掲載や各市町イベントでの喫煙の健康影響等の啓発、企業への禁煙出前講座や呼気中一酸化炭素濃度測定のためのスマーカライザー貸出を実施するなど、幅広い喫煙対策を行っております。

県全体の取組としては、報道機関による取材対応や県ホームページ等を用いた禁煙外来のある医療機関や禁煙支援薬局情報等の発信を行っております。

また、受動喫煙防止対策としては、第2次みやぎ21健康プランの重点的に取組む分野の一つを、「たばこ」対策とし、「めざせ！受動喫煙ゼロ」をスローガンとして掲げ、対策を推進してきました。

取組の一つとして、平成27年9月に受動喫煙防止宣言施設登録制度を仙台市、全国健康保険協会宮城県支部（協会けんぽ）と共同で創設しました。4月1日現在で、1,131施設が登録しています。さらには、みやぎ受動喫煙ゼロ週間（9月1日～9月7日）を制定し、受動喫煙防止について、県庁ロビーにおいてパネル展示や各市町村広報での記事の掲載を行っております。

平成30年7月に、望まない受動喫煙の防止を図るため、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されたことを踏まえ、第2次みやぎ21健康プランにおける受動喫煙防止対策に係る指標項目の目標値を見直し、「受動喫煙の機会を有する人の割合」の指標を「家庭」「職場」「飲食店」のすべてにおいて、0%としました。

今年度は、未成年等の喫煙防止指導者研修会の開催や、保健所や市町村等の各地域を通した喫煙対策にきめ細やかに取組むとともに、2020年4月に完全施行される、改正健康増進法の基準遵守の徹底を目指し、各施設へ法の周知を行い、また、「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」を改定し、さらなる受動喫煙防止対策を進めていくこととしております。

資料

改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の比較

山本 蒔子 氏 NPO 法人禁煙みやぎ理事長

改正健康増進法

- ① 幼稚園 小・中・高校 大学 病院 行政機関
敷地内禁煙（屋外喫煙所の設置は可能）
- ② 飲食店
新規開業 資本金 5,000 万円以上 客席面積 100 m² 以上
原則屋内禁煙 喫煙室設置可
- ③ 小規模な飲食店
期限付き経過措置として標識を掲示すれば、喫煙可
- ④ 加熱式タバコの扱い
加熱式タバコ専用の喫煙室内ならば、飲食しながらの使用可
- ⑤ その他の施設
原則屋内禁煙（喫煙室設置可）
- ⑥ 未成年の保護
喫煙スペースへの立ち入り禁止
- ⑦ 罰則（行政処分）過料
管理者 50 万円以下
喫煙者 30 万円以下

東京都受動喫煙防止条例

- ① 幼稚園 保育所 小・中・高校 では、屋外喫煙所は不可
- ② 従業員のいる飲食店は屋内禁煙（喫煙室設置可）
- ③ 従業員のいない飲食店は標識を示せば喫煙可
- ⑦ 管理者 5 万円以下
喫煙者 3 万円以下

地域と共に。
七十七銀行



七十七銀行
公式キャラクター
シチシカくん